



島根県報

平成24年12月11日（火）

第2,452号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出	（　　　　　）	2
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業者の指定	（　　　　　）	3
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出	（　　　　　）	3
公有水面埋立ての免許	（河川課）	3

【公 告】

平成25年島根県歯科技工士試験の実施	（医療政策課）	9
平成24年度クリーニング師試験の合格者	（薬事衛生課）	10
公共測量の実施	（用地対策課）	10

告 示

島根県告示第675号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
藤原 和成	内科	出雲医療生活協同組合 大曲診療所	出雲市大津町1941	平成24年11月30日

島根県告示第676号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
江津コンクリート工業株式会社	共同生活援助	はづみ	江津市都野津町2307番地44	平成24年12月1日
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	短期入所	公立邑智病院重症心身障害児者指定短期入所サービス事業所	邑智郡邑南町中野3848-2	平成24年11月1日
株式会社全労済ウィック	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年12月1日
株式会社Home Terrace	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション彩りテラス	松江市西嫁島一丁目3番3号	平成24年12月1日

島根県告示第677号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団水澄み会	居宅介護 重度訪問介護	アゼーリ訪問介護ステーション	浜田市三隅町河内451-1	平成24年11月30日
全国労働者共済生活共同組合連合会	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8-1-1	平成24年11月30日

島根県告示第678号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人わかば	地域移行支援 地域定着支援	太陽	隠岐郡隠岐の島町岬町中の 津四309-1	平成24年10月1日
社会福祉法人桑友	地域移行支援 地域定着支援	エスティーム	出雲市斐川町学頭1625-27	平成24年10月1日

島根県告示第679号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	地域移行支援 地域定着支援	NPO法人よしかの里 相談支援センター	鹿足郡吉賀町六日市576番地 3	平成24年12月1日
特定非営利活動法人ぼんぼん船	地域移行支援 地域定着支援	障がい者自立支援事業 所ぼんぼん船	出雲市多伎町多岐892-7	平成24年12月1日

島根県告示第680号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許日

平成24年11月30日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

小浜地区

島根県松江市美保関町福浦295番3から同町福浦1176番2を経て同町福浦284番1に至る間の主要地方道境美保関

線地先公有水面

玉井地区

島根県松江市美保関町福浦218番1から同町福浦217番2を経て同町福浦187番2に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

イ 区域

小浜地区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と49の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から109度47分09秒、2,212.03メートルの地点
- 2の地点 1の地点から78度41分24秒、0.62メートルの地点
- 3の地点 2の地点から41度18分08秒、48.43メートルの地点
- 4の地点 3の地点から41度29分06秒、26.78メートルの地点
- 5の地点 4の地点から45度24分11秒、9.95メートルの地点
- 6の地点 5の地点から49度40分10秒、9.69メートルの地点
- 7の地点 6の地点から54度20分55秒、8.19メートルの地点
- 8の地点 7の地点から57度02分04秒、7.22メートルの地点
- 9の地点 8の地点から59度42分29秒、8.81メートルの地点
- 10の地点 9の地点から65度20分46秒、6.24メートルの地点
- 11の地点 10の地点から66度37分36秒、6.03メートルの地点
- 12の地点 11の地点から68度37分46秒、50.63メートルの地点
- 13の地点 12の地点から72度09分53秒、8.13メートルの地点
- 14の地点 13の地点から74度19分54秒、6.17メートルの地点
- 15の地点 14の地点から78度31分09秒、4.86メートルの地点
- 16の地点 15の地点から80度00分52秒、0.74メートルの地点
- 17の地点 16の地点から168度43分56秒、3.48メートルの地点
- 18の地点 17の地点から258度16分10秒、2.59メートルの地点
- 19の地点 18の地点から256度56分01秒、4.97メートルの地点
- 20の地点 19の地点から255度08分55秒、4.89メートルの地点
- 21の地点 20の地点から252度55分55秒、7.54メートルの地点
- 22の地点 21の地点から250度23分20秒、6.67メートルの地点
- 23の地点 22の地点から248度27分42秒、4.08メートルの地点
- 24の地点 23の地点から247度43分45秒、9.25メートルの地点
- 25の地点 24の地点から247度44分59秒、2.09メートルの地点
- 26の地点 25の地点から247度43分46秒、7.91メートルの地点
- 27の地点 26の地点から247度43分28秒、2.09メートルの地点
- 28の地点 27の地点から247度43分46秒、7.91メートルの地点
- 29の地点 28の地点から247度43分59秒、5.76メートルの地点
- 30の地点 29の地点から246度48分16秒、5.08メートルの地点
- 31の地点 30の地点から245度02分29秒、4.69メートルの地点
- 32の地点 31の地点から243度22分19秒、4.48メートルの地点
- 33の地点 32の地点から242度18分08秒、1.63メートルの地点
- 34の地点 33の地点から241度04分41秒、4.91メートルの地点

35の地点 34の地点から239度25分49秒、4.21メートルの地点
36の地点 35の地点から238度03分50秒、3.33メートルの地点
37の地点 36の地点から236度51分16秒、3.36メートルの地点
38の地点 37の地点から235度38分39秒、3.37メートルの地点
39の地点 38の地点から234度06分08秒、5.03メートルの地点
40の地点 39の地点から232度22分13秒、4.63メートルの地点
41の地点 40の地点から230度42分28秒、4.44メートルの地点
42の地点 41の地点から228度58分00秒、5.19メートルの地点
43の地点 42の地点から227度16分41秒、4.13メートルの地点
44の地点 43の地点から225度19分15秒、6.69メートルの地点
45の地点 44の地点から222度44分57秒、8.21メートルの地点
46の地点 45の地点から221度07分04秒、10.85メートルの地点
47の地点 46の地点から221度06分57秒、10.00メートルの地点
48の地点 47の地点から221度06分57秒、20.00メートルの地点
49の地点 48の地点から221度07分04秒、20.00メートルの地点
玉井地区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と40の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度49分11秒、
2,687.23メートルの地点
- 2の地点 1の地点から79度48分04秒、1.74メートルの地点
- 3の地点 2の地点から73度02分39秒、10.24メートルの地点
- 4の地点 3の地点から68度53分53秒、8.17メートルの地点
- 5の地点 4の地点から63度15分42秒、11.23メートルの地点
- 6の地点 5の地点から148度55分35秒、0.89メートルの地点
- 7の地点 6の地点から55度34分49秒、19.73メートルの地点
- 8の地点 7の地点から329度34分36秒、0.96メートルの地点
- 9の地点 8の地点から54度37分10秒、45.59メートルの地点
- 10の地点 9の地点から56度25分54秒、1.96メートルの地点
- 11の地点 10の地点から150度40分27秒、4.72メートルの地点
- 12の地点 11の地点から240度20分58秒、1.89メートルの地点
- 13の地点 12の地点から239度43分12秒、1.91メートルの地点
- 14の地点 13の地点から239度13分48秒、0.96メートルの地点
- 15の地点 14の地点から238度33分59秒、2.68メートルの地点
- 16の地点 15の地点から237度43分09秒、2.40メートルの地点
- 17の地点 16の地点から236度52分53秒、2.28メートルの地点
- 18の地点 17の地点から236度02分04秒、2.65メートルの地点
- 19の地点 18の地点から235度11分11秒、2.24メートルの地点
- 20の地点 19の地点から234度25分20秒、2.99メートルの地点
- 21の地点 20の地点から234度21分42秒、17.02メートルの地点
- 22の地点 21の地点から234度21分19秒、2.98メートルの地点
- 23の地点 22の地点から234度21分35秒、7.01メートルの地点
- 24の地点 23の地点から234度22分50秒、10.00メートルの地点

25の地点 24の地点から234度17分13秒、3.46メートルの地点
 26の地点 25の地点から235度33分14秒、3.41メートルの地点
 27の地点 26の地点から238度00分23秒、3.65メートルの地点
 28の地点 27の地点から240度37分57秒、3.82メートルの地点
 29の地点 28の地点から243度02分08秒、3.08メートルの地点
 30の地点 29の地点から245度19分12秒、3.45メートルの地点
 31の地点 30の地点から247度16分27秒、2.12メートルの地点
 32の地点 31の地点から248度32分47秒、1.62メートルの地点
 33の地点 32の地点から249度51分56秒、2.07メートルの地点
 34の地点 33の地点から251度11分26秒、1.69メートルの地点
 35の地点 34の地点から252度30分20秒、2.12メートルの地点
 36の地点 35の地点から254度12分14秒、2.74メートルの地点
 37の地点 36の地点から256度09分14秒、2.85メートルの地点
 38の地点 37の地点から258度00分56秒、2.43メートルの地点
 39の地点 38の地点から260度00分50秒、3.33メートルの地点
 40の地点 39の地点から261度10分41秒、1.15メートルの地点

ウ 面積

小浜地区

642.35平方メートル

玉井地区

377.14平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

小浜地区

島根県松江市美保関町福浦295番3から同町福浦1176番2を経て同町福浦242番1に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

玉井地区

島根県松江市美保関町福浦218番1から同町福浦217番2を経て同町福浦130番2に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

イ 区域

小浜地区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から110度36分35秒、
2,203.41メートルの地点

イの地点 アの地点から117度41分51秒、10.82メートルの地点

ウの地点 イの地点から202度46分21秒、3.18メートルの地点

エの地点 ウの地点から211度42分37秒、1.79メートルの地点

オの地点 エの地点から218度54分34秒、1.51メートルの地点

カの地点 オの地点から83度49分02秒、10.00メートルの地点

キの地点 カの地点から43度08分04秒、29.82メートルの地点

クの地点 キの地点から41度17分39秒、20.05メートルの地点

ケの地点 クの地点から39度55分00秒、20.00メートルの地点

コの地点 ケの地点から41度53分13秒、10.12メートルの地点
 サの地点 コの地点から46度12分56秒、10.00メートルの地点
 シの地点 サの地点から50度29分37秒、10.00メートルの地点
 スの地点 シの地点から54度46分00秒、10.00メートルの地点
 セの地点 スの地点から59度02分28秒、10.00メートルの地点
 ソの地点 セの地点から63度19分20秒、10.00メートルの地点
 タの地点 ソの地点から67度39分14秒、10.00メートルの地点
 チの地点 タの地点から68度44分21秒、10.00メートルの地点
 ツの地点 チの地点から67度55分02秒、20.00メートルの地点
 テの地点 ツの地点から67度18分25秒、10.00メートルの地点
 トの地点 テの地点から71度04分13秒、10.00メートルの地点
 ナの地点 トの地点から74度06分56秒、2.97メートルの地点
 ニの地点 ナの地点から77度11分03秒、10.00メートルの地点
 ヌの地点 ニの地点から81度52分58秒、10.00メートルの地点
 ネの地点 ヌの地点から27度39分33秒、10.00メートルの地点
 ノの地点 ネの地点から269度57分53秒、6.48メートルの地点
 ハの地点 ノの地点から354度57分40秒、11.04メートルの地点
 ヒの地点 ハの地点から261度49分23秒、5.20メートルの地点
 フの地点 ヒの地点から259度41分14秒、5.20メートルの地点
 への地点 フの地点から257度33分49秒、5.20メートルの地点
 ホの地点 への地点から256度08分17秒、10.28メートルの地点
 マの地点 ホの地点から250度44分45秒、10.04メートルの地点
 ミの地点 マの地点から248度36分08秒、10.17メートルの地点
 ムの地点 ミの地点から247度31分52秒、20.17メートルの地点
 メの地点 ムの地点から247度59分19秒、18.95メートルの地点
 モの地点 メの地点から244度48分58秒、11.24メートルの地点
 ヤの地点 モの地点から240度18分56秒、9.99メートルの地点
 イ'の地点 ヤの地点から236度04分10秒、9.98メートルの地点
 ユの地点 イ'の地点から233度29分30秒、10.05メートルの地点
 エの地点 ユの地点から229度08分54秒、10.05メートルの地点
 ヨの地点 エの地点から225度22分38秒、4.30メートルの地点
 ラの地点 ヨの地点から222度49分55秒、8.19メートルの地点
 リの地点 ラの地点から221度08分21秒、8.17メートルの地点
 ルの地点 リの地点から221度00分08秒、10.00メートルの地点
 レの地点 ルの地点から220度56分42秒、10.00メートルの地点
 ロの地点 レの地点から221度15分51秒、20.00メートルの地点
 ワの地点 ロの地点から221度32分39秒、19.99メートルの地点
 玉井地区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度06分43秒、
 2,674.89メートルの地点

イの地点 アの地点から171度11分54秒、2.59メートルの地点

ウの地点 イの地点から164度52分27秒、5.98メートルの地点
エの地点 ウの地点から268度19分00秒、2.32メートルの地点
オの地点 エの地点から269度18分51秒、6.68メートルの地点
カの地点 オの地点から124度32分08秒、15.00メートルの地点
キの地点 カの地点から86度58分04秒、10.00メートルの地点
クの地点 キの地点から80度45分49秒、10.00メートルの地点
ケの地点 クの地点から74度33分01秒、10.00メートルの地点
コの地点 ケの地点から68度20分43秒、10.00メートルの地点
サの地点 コの地点から62度07分40秒、10.00メートルの地点
シの地点 サの地点から55度15分22秒、10.00メートルの地点
スの地点 シの地点から52度42分01秒、10.00メートルの地点
セの地点 スの地点から54度59分16秒、10.00メートルの地点
ソの地点 セの地点から52度42分38秒、20.00メートルの地点
タの地点 ソの地点から58度14分56秒、10.00メートルの地点
チの地点 タの地点から60度08分11秒、10.00メートルの地点
ツの地点 チの地点から54度09分52秒、10.00メートルの地点
テの地点 ツの地点から80度02分14秒、10.00メートルの地点
トの地点 テの地点から103度58分50秒、10.00メートルの地点
ナの地点 トの地点から11度23分10秒、5.00メートルの地点
ニの地点 ナの地点から331度35分04秒、0.85メートルの地点
ヌの地点 ニの地点から279度15分34秒、5.94メートルの地点
ネの地点 ヌの地点から25度26分28秒、3.81メートルの地点
ノの地点 ネの地点から358度20分36秒、11.93メートルの地点
ハの地点 ノの地点から269度51分54秒、2.55メートルの地点
ヒの地点 ハの地点から265度28分20秒、5.21メートルの地点
フの地点 ヒの地点から261度18分44秒、5.22メートルの地点
ヘの地点 フの地点から257度03分23秒、5.23メートルの地点
ホの地点 ヘの地点から252度09分15秒、5.05メートルの地点
マの地点 ホの地点から248度01分56秒、5.05メートルの地点
ミの地点 マの地点から244度09分35秒、5.02メートルの地点
ムの地点 ミの地点から240度56分19秒、5.02メートルの地点
メの地点 ムの地点から236度36分58秒、6.70メートルの地点
モの地点 メの地点から235度03分27秒、6.84メートルの地点
ヤの地点 モの地点から234度14分14秒、6.86メートルの地点
イ'の地点 ヤの地点から234度26分54秒、20.06メートルの地点
ユの地点 イ'の地点から234度21分01秒、9.99メートルの地点
エの地点 ユの地点から234度14分55秒、10.00メートルの地点
ヨの地点 エの地点から238度06分42秒、6.74メートルの地点
ラの地点 ヨの地点から241度13分15秒、6.73メートルの地点
リの地点 ラの地点から247度09分40秒、5.98メートルの地点
ルの地点 リの地点から248度12分24秒、5.30メートルの地点
レの地点 ルの地点から249度43分29秒、3.49メートルの地点

ロの地点 レの地点から250度39分23秒、5.14メートルの地点

ワの地点 ロの地点から255度39分59秒、5.14メートルの地点

ヲの地点 ワの地点から258度25分37秒、9.78メートルの地点

ウ 面積

小浜地区

4,370.73平方メートル

玉井地区

3,025.90平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

(1) 学説試験 平成25年2月20日（水）午前9時から

(2) 実地試験 平成25年2月21日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成25年1月7日（月）から同月16日（水）まで（郵送による場合は、平成25年1月16日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 受験願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証明する書類

(7) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成25年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(4) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(4) 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に「(シギ)」の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票に貼り付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成25年3月15日（金）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

(4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成24年11月7日に実施した平成24年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

該当なし

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（斐伊川平面図修正業務）

2 作業期間

平成24年11月20日から平成25年3月29日まで

3 作業地域

宍道湖周辺